

公益財団法人静岡市スポーツ協会表彰規程に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人静岡市スポーツ協会（以下「この法人」という。）表彰規程第3条第2項の規定に基づき、各表彰における受章資格及び推薦方法等に関することを定める。

(受章の資格)

第2条 表彰は次の表彰種別ごとに掲げるすべての条件を満たす者で、加盟団体が推薦した者でなければならない。

(1) 功労章

ア 年令65歳以上の者で、20年以上にわたりスポーツの普及・振興につとめ著しく功績のあった者であること。ただし、特別の事情のある者はこの限りではない。

イ この法人の役員又は役員であった者及び種目別団体の役員として特に貢献し、この法人に大きな業績を残したと認められる者であること。

ウ 功労章を受賞した者ではないこと。ただし、創立記念被表彰者はこの限りではない。

エ 年齢及び期間は当該表彰年度の4月1日を基準日とすること。

オ 推薦は、各団体1名とすること。ただし、新たに当協会に加盟した団体は、協会への貢献度を勘案して、新規加盟後3年を経過の後、推薦することができる。

(2) 優秀指導者章

ア 年齢が35歳以上の者で、15年以上にわたり指導及び強化育成に貢献した指導者であること。ただし、特別の事情のある者はこの限りではない。

イ 受章後も引きつづき現役として指導の任にあたる者であること。

ウ 市外在住者にあつては、この法人に加盟する種目別団体に所属している者であること。

エ この章を受賞した者ではないこと。

オ 年齢及び期間は当該表彰年度の4月1日を基準日とすること。

カ 推薦は、各団体2名以内とすること。ただし、新たに当協会に加盟した団体は、協会への貢献度を勘案して、新規加盟後3年を経過の後、推薦することができる。

(3) 優秀選手章・優秀団体章

ア 当該年度の全国大会で優勝又は日本記録を樹立した者及び団体

(ア) 全国大会の主催者が、文部科学省・公益財団法人日本スポーツ協会・全日本種目別

競技団体・厚生労働省等、いずれかであること。

- (イ) 全国大会の主催者が認める予選大会(以下「予選大会」という。)を勝ち上がって全国大会へ出場する資格を得た者及び団体又は、予選大会で、標準記録・得点等により全国大会への出場が認められた者及び団体であること。
 - (ウ) 当該年度の成績であること。ただし、前年度の締切り後の優秀選手及び団体は該当する。
- イ 当該年度の権威ある国際競技会(オリンピック・世界大会・アジア大会等)において、本市の名誉を著しく高めた者及び団体
- (ア) 個人競技の集点制による団体優勝の場合は、その団体の表彰のみ行い個人表彰は行わないものであること。
 - (イ) 団体優勝の場合、該当者はこの法人の加盟種目別団体に所属又は本市在住者に限ること。
 - (ウ) 当該年度の成績であること。ただし、前年度の締切り後の優秀選手及び団体は該当する。
- ウ 特に審査委員会が推薦し、理事会において承認された者及び団体であること。

(推薦方法)

第3条 前条の規定による該当者があるときは、次の事項を記載して、この法人の会長が指示する期日までに提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 所属団体名及び所属期間
- (3) 実績
- (4) 推薦理由
- (5) その他特記すべき事項

附 則

この細則は、平成25年9月13日より施行する。

この細則は、平成26年9月12日より施行する。

この細則は、平成29年2月20日より施行する。

この細則は、令和3年10月5日より施行する。

この細則は、令和4年4月1日より施行する。